市町村議会で議決した意見書等（平成30年9月～平成31年3月）

平成31年3月31日現在

No.	市町村名	件名	議決年月日	頁
1	田野畑村	誰でも安心できる年金制度の実現を求める意見書	H30.6.18	1
2	遠野市	認知症施策の推進を求める意見書	H30.12.14	2
3	一関市	私学助成の充実を求める意見書	H30.12.14	3
4	一関市	国際リニアコライダー（ILC）の誘致実現を求める意見書	H30.12.14	4
5	二戸市	相次ぐ災害に対する特別交付税の増額を求める意見書	H30.12.18	5
6	滝沢市	２０１９年１０月の消費税率１０%引き上げの中止を求める意見書	H30.12.21	6
7	滝沢市	放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める意見書	H30.12.21	7
8	盛岡市	幼児教育・保育の無償化，待機児童解消，保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書	H31.3.27	8
9	盛岡市	放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める意見書	H31.3.27	9
10	盛岡市	医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書	H31.3.27	10
11	宮古市	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書	H31.3.19	11
12	北上市	日米地位協定の改定を求める意見書	H31.3.22	12
13	北上市	看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書	H31.3.22	13
14	北上市	介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書	H31.3.22	14
15	北上市	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書	H31.3.22	15
16	久慈市	放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める意見書	H31.3.19	16
17	久慈市	国民健康保険税引き下げのため国庫負担の増額を求める意見書	H31.3.19	17
18	遠野市	再生可能エネルギー発電施設導入に関する条例の制定を求める意見書	H31.3.15	18
19	一関市	主要農作物の種子生産に係る県条例の制定を求める意見書	H31.3.15	19
20	陸前高田市	放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める意見書	H31.3.22	20
21	二戸市	日米地位協定の抜本改定を求める意見書	H31.3.14	21
22	滝沢市	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書	H31.3.20	22
23	金ケ崎町	消費税率１０％への増税中止を求める意見書	H31.3.19	23

市町村議会で議決した意見書等（平成30年9月～平成31年3月）

平成31年3月31日現在

No.	市町村名	件名	議決年月日	頁
24	普　代　村	全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書	H31.3.8	24
25	普　代　村	奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める意見書	H31.3.8	25
26	普　代　村	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書	H31.3.8	26
27	洋　野　町	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書	H31.3.12	27
28	野　田　村	2019年10月からの消費税10%中止を求める意見書	H31.3.15	28
29	野　田　村	医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書	H31.3.15	29
30	野　田　村	介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書	H31.3.15	30
31	野　田　村	看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書	H31.3.15	31
32	野　田　村	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書	H31.3.15	32

市町村議会名	意見書の内容
田野畑村	【議決年月日】平成30年6月18日 【提　出　先】内閣総理大臣　衆議院議長　参議院議長　厚生労働大臣 【件　　　名】誰でも安心できる年金制度の実現を求める意見書 厚生労働省は、平成25年から29年までの4年間で『特例水準』の解消による2.5%の削減、今年の0.1%の削減、その他の理由で既に3.5%も目減りさせた。 年金の実質的な低下は、消費税増税、物価上昇、医療・介護保険料の負担増のもとで、高齢者、年金生活者など低所得者にとってはさらに負担が重く、憲法で保障された生存権を脅かしている。 また、年金の毎月支給は、OECD（経済協力開発機構）加盟国のほとんどがそうであるように、国際的には当然の流れになっている。 年金の収入源は年金生活者だけの問題ではなく、若い世代を中心とした現役世代の年金制度に対する不安をつのらせ、生活に明るい見通しを持つことができないなど深刻な問題である。 年金はそのほとんどが消費に回る。年金の引き下げは、地域経済と地方財政に与える影響が大きく、自治体の行政サービスにも直結する問題となっている。 年金が増えれば地域の消費は増え、高齢者の医療や介護の負担も低減でき、好循環になる。 よって国においては、下記事項について実現するよう求める。 記 1.年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。 2.年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
遠　野　市	【議決年月日】平成 30 年 12 月 14 日 【提　出　先】内閣総理大臣　厚生労働大臣　衆議院議長　参議院議長 【件　　　名】認知症施策の推進を求める意見書 世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々増え続けている。推計で 2015 年に約 525 万人であったものが、2025 年には 700 万人を突破すると見込まれている。 認知症は、誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要である。 また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても、尊厳をもって生きることができる社会の実現をめざすとともに、若年性認知症など、これまで十分に取り組まれてこなかった課題にも踏み込んで行く必要がある。認知症施策に関する課題は、医療・介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっている。 政府においては、認知症施策のさらなる充実、加速化をめざし、下記の事項に取り組むことを強く求める。 記 １　国や自治体をはじめ企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。 ２　認知症診断直後は、相談できる人がいないといった空白期間が生じている。この空白期間については、本人が必要とする支援や情報につながることができるよう、認知症サポーターの活用やガイドブックを作成する等、支援体制の構築を図ること。 ３　若年性認知症の支援について、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制を整備するとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。 ４　認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビックデータの活用を通し、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応など認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたリハビリや介護方法に関する研究を進めること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 30 年 12 月 14 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　財務大臣　文部科学大臣 岩手県知事 【件　　　名】私学助成の充実を求める意見書 私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。 現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境に置かれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒１人当たりにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。 こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費を初めとする公費助成の一層の充実が求められています。 よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望いたします。 過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金をさらに充実することを求めます。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 30 年 12 月 14 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　財務大臣　文部科学大臣 経済産業大臣　国土交通大臣　復興大臣 【件　　　名】国際リニアコライダー（ＩＬＣ）の誘致実現を求める意見書 国際リニアコライダー（ＩＬＣ）計画は、我が国が標榜する科学技術創造立国として人材育成に寄与するとともに、世界の最先端技術の拠点の形成と産業集積を図り新たな産業基盤の形成が図られ、我が国の成長戦略に貢献し、また、新しい地方創生を牽引するきっかけとなることから、日本での実現を強く要望する。 理由 国際リニアコライダー（ＩＬＣ）は、素粒子・宇宙の研究に飛躍的発展をもたらすだけでなく、超伝導技術を初めとする多くの先端技術の開発と実用化を促進し、さらに学術・教育の集積する新たな国際研究拠点につながるものである。 この計画を実現するためには、技術の産業波及、地質や環境などの調査、教育・医療・文化育成への利用、科学技術による外交など省庁横断による最先端科学技術への挑戦と位置づけて取り組まなければならないものと考えられる。 平成 25 年８月、ＩＬＣの国内建設候補地が北上高地に一本化され、ＩＬＣ計画を推進する国際研究者組織リニアコライダー・コラボレーション（ＬＣＣ）の最高責任者が同年 10 月に来日した際、「今後は北上高地に限ってＩＬＣ建設を検討する」と明言し、北上高地が事実上世界唯一の建設候補地になっている。 また、平成 28 年 12 月に岩手県盛岡市で開催され、世界各国から約 350 人が集まった国際会議「リニアコライダー・ワークショップＬＣＷＳ2016」において段階的に建設するステージングが検討され、平成 29 年 11 月の国際将来加速器委員会において正式に承認されたことにより、北上高地への誘致建設の実現性が大きく高まっている。 少子高齢化による急激な人口減少、東日本大震災からの復興という大きな課題を抱えている東北地方にとって、ＩＬＣ計画はまさに未来への希望と活力を与える東北創生の一大プロジェクトである。 よって、国においては「国際リニアコライダーの建設」を、我が国が主導する国際プロジェクトとして位置づけ、早期にＩＬＣ日本誘致に向けた前向きな方向性を打ち出し、誘致の条件とされる資金分担と研究参加に関する国際調整等を速やかに進めることを強く要望する。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
二　戸　市	【議決年月日】平成 30 年 12 月 18 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　総務大臣　財務大臣 内閣府特命担当大臣（防災担当）　内閣官房長官 【件　　　名】相次ぐ災害に対する特別交付税の増額を求める意見書 ６月の大阪北部地震、７月の西日本豪雨、９月の台風 21 号・24 号や北海道胆振東部地震など、全国各地で災害が相次ぎ、甚大な被害をもたらしました。多くの死者、安否不明者が発生し、今なお避難生活を余儀なくされている方もおります。また、家屋の倒壊や土砂崩れ、大規模な停電・断水、道路や鉄道始め交通機関への影響なども生じました。被災地域の復旧・復興に万全を期し、被災者の方々が一日も早く安心して生活できるよう、全力をあげることが求められています。 被災自治体は早期の復旧・復興、被災者支援に向け、全力で取り組んでいますが、多額の経費、労力、専門的知識が必要です。 ようやく第 197 臨時国会が始まり、一連の災害の被災地の復旧・復興や、公立小中学校等へのエアコン設置、ブロック塀改修等に対応し必要な財政措置を講ずるための 2018 年度補正予算案が提出されました。補正予算案では、被災地の復旧・復興に 7,275 億円、公立小中学校等の施設におけるエアコン設置、ブロック塀改修等の対応に 1,081 億円、さらに今後の災害対応等を勘案した予備費の追加に 1,000 億円を計上しています。しかし、被災自治体の具体的な復旧事業に対し、国が負担すべき補助金が増えたための措置にすぎません。また、予備費も緊急的な支出にすぎず、翌年度への繰り越しが認められないこともあり、使い勝手が悪い点も否めません。 したがって、国においては、相次ぐ甚大な災害の発生に鑑み、被災自治体が財政面で安心感をもって、的確に復旧・復興、被災者支援に取り組めるようにするため、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援が必要であり、下記の事項について全力で取り組まれるよう強く要望します。 記 １　被災自治体の要望を踏まえ、第二次補正予算案を早急に編成すること。 ２　被災自治体において生じる復旧・復興対策等に係る特別の財政需要について、十分な財政支援を講じること。特に特別交付税は地方交付税総額の６％の上限枠が設定されており、特別交付税の総額がそのままでは、被災自治体のおのおのの配分が大幅に減りかねない。復旧・復興に財政上の支障が生じないよう、特別交付税の特例的な増額や別枠措置、東日本大震災に係る震災復興特別交付税のような通常の特別交付税とは異なる特例を設けるなど、積極的な財政支援を行うこと。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
滝　沢　市	【議決年月日】平成 30 年 12 月 21 日 【提　出　先】内閣総理大臣 【件　　　名】２０１９年１０月の消費税率１０%引き上げの中止を求める意見書 ２０１９年１０月に消費税率１０%引き上げを強行しようとしていますが、現行８％が１０%に引き上げられると、消費は冷え込み、大不況になることは必至です。 消費税増税は低所得者を直撃し、国民生活を不安に陥れる不公平税制であり、憲法に謳う応能負担原則に則った税制に戻すことが必要です。 したがって、住民の暮らし、地域経済（市内中小業者)、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めます。 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
滝　沢　市	【議決年月日】平成 30 年 12 月 21 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　厚生労働大臣 内閣府少子化対策担当大臣　内閣府男女共同参画担当大臣 内閣府地方創生担当大臣 【件　　　名】放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める意見書 放課後児童クラブの職員配置等に係る従うべき基準については、児童の安全が確保されるよう堅持することを強く要望する。 理由 放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後等に安全に安心して生活できるための遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る大切な施設であることから、児童を見守る職員の体制は万全である必要がある。 そのため児童に対応する放課後児童支援員等の配置については、突発的な事故が生じた場合、それに対応する職員のほか、その職員以外に児童に対応するものが必要になる等の理由から職員の複数配置が必要とされている。また、放課後児童支援員等については、研修等により資質を向上させていくことも必要とされていることから、これらの職員配置について国が基準を定め、市町村が放課後児童クラブに関する条例を定める際に従うべき基準とされている。 一方、地方分権改革の提案募集において、全国的に放課後児童クラブの人材不足の深刻化によりその運営に支障が生じているとして、当該従うべき規準の規制緩和を求める提案が地方から国に提出された。これを受け、国は、当該従うべき基準を参酌化することについて、地方分権の場で検討し、参酌化へむけて舵をきろうとしている。 仮に、従うべき規準が緩和され、職員が１名で多くの児童に対応することになった場合には、放課後児童クラブの児童の安全が確保できない可能性がある。放課後児童クラブの運営にとって最優先すべきことは児童の安全の確保であり、このための最低基準として当該従うべき規準が定められたものである。これを単に放課後児童支援員等の人員の確保が難しいという理由によって緩和すべきではない。 よって、国においては、児童の安全を確保するため、放課後児童クラブの職員配置等に係る従うべき基準を堅持することを強く要望する。 上記のとおり、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
盛　岡　市	【議決年月日】平成 31 年３月 27 日 【提　出　先】内閣総理大臣　内閣官房長官　財務大臣　文部科学大臣　厚生労働大臣　内閣府特命担当大臣（少子化対策）　衆議院議長　参議院議長 【件　　　名】幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書 子育て世代の負担軽減に向けて，2019 年 10 月から幼児教育・保育の無償化の実施が予定されています。無償化の実施に当たっては，保育の実施に責任を負う市町村に新たな負担を強いることや，喫緊の課題である待機児童解消や保育士の処遇改善を後退させることがあってはなりません。 よって，国においては，必要な財源を確保し，誰もが安心できる無償化を実現されるよう，下記事項について強く要望します。 記 1　幼児教育・保育の無償化に当たっては，地方自治体の負担増とならないよう全額国費で行うなど，国として財政措置も含めてあらゆる必要な措置を行うこと。 2　給食食材費は，実費徴収化ではなく無償化の対象とすること。 3　無償化の対象とされている認可外保育施設については，認可施設と同等の保育を保障できるよう，認可化の促進など国として必要な措置を講じること。 4　無償化の実施によって保育の質的・量的拡充が停滞することがないよう，国として十分な予算を確保すること。特に待機児童の解消については，無償化によって需要が喚起されることが予測されるため，国として認可保育所の整備計画を立て，保育所等整備交付金の増額など支援の拡充，必要な財源措置を行うこと。 5　保育士等職員の配置基準の改善，賃金の引き上げなど，処遇改善のための公定価格の改善等必要な措置を行うこと。 以上，地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
盛　岡　市	【議決年月日】平成 31 年３月 27 日 【提　出　先】内閣総理大臣　内閣官房長官　厚生労働大臣 内閣府特命担当大臣（少子化対策）　内閣府特命担当大臣（男女共同参画） 内閣府特命担当大臣（地方創生）　衆議院議長　参議院議長 【件　　　名】放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める意見書 放課後児童クラブは，保護者が就労等により昼間家庭にいない状況の児童に対し，小学校の放課後等に安全・安心な生活を送るための遊び及び生活の場を提供し，その健全な育成を図るためのものであることから，児童を見守る職員の体制は万全である必要があります。 そのため，放課後児童支援員等の配置については，突発的な事故や資質向上のための研修参加等への対応のため，有資格者を含む複数の配置とする基準を国として定め，この基準は市町村が放課後児童クラブに関する条例を定める際に従うべきものとされています。 一方，地域によっては放課後児童支援員等の確保が困難であることを理由に，国は当該従うべき基準を参酌すべき基準に緩和する方針を示しています。 当該従うべき基準を緩和して，有資格者が配置されない場合や，職員が１人で児童に対応することになった場合には，放課後児童クラブの児童の安全が確保できない可能性があります。放課後児童クラブの運営にとって最優先すべきことは児童の安全の確保であり，単に放課後児童支援員等の確保が難しいという理由によって緩和すべきではありません。 よって，国においては，児童の安全を確保するため，放課後児童クラブの職員配置基準等に係る従うべき基準を堅持するよう強く要望します。 以上，地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
盛　岡　市	【議決年月日】平成 31 年３月 27 日 【提　出　先】内閣総理大臣　内閣官房長官　総務大臣　財務大臣　文部科学大臣 厚生労働大臣　衆議院議長　参議院議長 【件　　　名】医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書 日本の医師数は 100 床当たり 17.1 人で，ドイツの 49.0 人，イギリスの 100.5 人（ＯＥＣＤヘルスデータ 2015）と比較して極めて少なく，週 60 時間以上働く割合は職種別で医師が最も高くなっています。 また，先般，東京医科大学の入試女性差別が発覚しましたが，長時間労働が常態化し，女性医師が働き続けられない実態こそ医療界の解決すべき課題です。日本の女性医師数は全体の２割にすぎず，４割を超えているＯＥＣＤ諸国と比較しても低水準となっています。女性医師も含む全ての医師の長時間労働の改善，そのための絶対的医師不足の解消こそ求められています。 しかし，政府の「骨太の方針 2018」では，2022 年度以降の医学部定員減を検討する方針が打ち出されました。厚生労働省の医師需給の将来推計をもとに医師の養成定員を減らしてしまうと，医師の長時間労働の改善をできないことが懸念されるほか，当直が頻繁にあり過重労働となっている救急・産科・小児科などでは医師が不足し，「地域医療崩壊の危機」を招くことさえ危惧されます。住民が安心して暮らせる救急医療や地域包括ケアシステムの充実が図られるよう，引き続き医師の増員を強く求めるものです。 よって，国においては，下記事項について実現するよう強く要望します。 記 1　2022 年度以降の医師養成定員減という方針を見直し，医療現場と地域の実態を踏まえ，医師数をＯＥＣＤ平均以上の水準にふやすこと。 以上，地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
宮　古　市	【議決年月日】平成 31 年３月 19 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　厚生労働大臣 【件　　　名】最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書 （趣旨） 最低賃金の改善を図り、労働者の所得を確保すると同時に中小企業に対する支援策を拡充するための取り組みを講じるよう求める。 （理由） 今や労働者の４人に１人が年収２００万円以下の「ワーキングプア」で、低賃金なうえに不安定な仕事にしか就けない状態にある。 地域別最低賃金は東京で９８５円、岩手県では７６２円で、時間額にして２２３円もの差がある。また、最も低い地域では７６１円で、この額では毎日フルタイムで働いても月１１万円から１４万円の手取りにしかならない。 最低賃金法第９条に最低賃金を定める際に考慮するものとして、労働者の生計費・賃金のほかに先進諸国では例のない「事業の支払能力」がある。地方の零細中小企業の労働者の賃金と最低賃金を比較することは、賃金を低くおさえる動きにつながる。広がる地域間格差は、労働力の流出を招き、地方の高齢化と地域経済を疲弊させる大きな要因となっている。 ２０１０年、雇用戦略対話において、「できる限り早期に全国最低８００円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均１０００円を目指す」との政労使三者合意が成立している。この合意を先延ばしにすることなく、憲法で保障されている最低限度の生活が営める水準の最低賃金を確立することが求められている。 よって、最低賃金の改善を図り、労働者の所得を確保すると同時に、最も影響を受ける中小企業に対する支援策を拡充するための取り組みを講じるよう求める。 記 １　政府は、憲法で保障されている最低限度の生活が営める水準となるよう最低賃金を引き上げること。 ２　政府は、全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。 ３　政府は、中小企業負担を軽減するための直接支援として、企業とそこで働く労働者の社会保険料等の軽減や税の減免制度等を実現すること。 ４　政府は、中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買い叩きや支払遅延等をなくすため、法整備を含む具体的な対策を講じること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 31 年３月 22 日 【提　出　先】内閣総理大臣　総務大臣　財務大臣　防衛大臣 内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策） 【件　　　名】日米地位協定の改定を求める意見書 平成 30 年 7 月 27 日に全国知事会は「米軍基地負担に関する提言」を決議しました。 全国知事会は、決議に至るまで、「米軍基地負担に関する研究会」を設置し、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減及び地位協定について、有識者からのヒアリングを行うなどして調査研究を行ってきました。 提言は、日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させること、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかに事前情報提供を必ず行うこと、米軍人等による事件・事故に対し具体的かつ実効的な防止策を提示すること、航空機騒音規制装置について周辺住民の実質的な負担軽減が図られること等を内容としています。 平成 24 年５月下旬に在日米軍から防衛省に対して提供された「環境レビュー」には、オスプレイが航空訓練を行う経路として６つのルートが示されています。北上市の上空には、このうちのいわゆる「グリーンルート」が設定されているとみられます。危険性が指摘されてきたオスプレイの全国的運用が進んできており、日米地位協定を見直すことの必要性は、決して米軍基地の所在自治体だけの問題ではありません。 よって、政府関係機関に対し、米軍基地から派生する様々な事件、事故等から国民の生命、財産と人権を守るため、全国知事会が平成 30 年７月 27 日に決議した「米軍基地負担に関する提言」について速やかに検討し、実効ある措置を取るよう強く要望します。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 31 年３月 22 日 【提　出　先】内閣総理大臣　総務大臣　財務大臣　厚生労働大臣 【件　　　名】看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書 高齢化が進む中で、看護師の必要性、重要性は増しています。岩手県医療労働組合連合会が実施した「2017 年看護師の労働実態調査」では、慢性的に疲労がある旨の回答をした割合が８割、健康不安の訴えも約７割であったほか、妊娠者の３人に１人が切迫早産、約１割が流産となっており、過酷な勤務実態が浮き彫りとなりました。また、仕事を辞めたいと思いながら働いていると回答した割合が８割にも達し、辞めたい理由の主なものは「人手不足で仕事がきつい」、「賃金が安い」などとなっています。 看護師の定着を図り、慢性的な人員不足を解消するためには、賃金条件の改善が欠かせません。日本医療労働組合連合会が実施した「2018 年度賃金労働時間等実態調査」によると看護師の初任給の地域間格差は月額８万円以上にも及びます。本来、全国共通の診断報酬により運営される医療機関で働き、全国共通の資格を有する看護師の労働に関する評価は全国で公正にされるべきですが、実際には賃金の地域間格差があるため、労働力が流出するなど深刻な看護師不足を引き起こす要因となっています。国際労働機関（ＩＬＯ）は、看護師の報酬水準について、労働する施設、地域または部門を問わず、同程度であるべきという旨の勧告を行っており、国際的にも格差の是正が求められています。 深刻化する看護師の人員不足は、患者・利用者の安全や看護の質にも影響を及ぼしかねません。このような状況を改善し、医療施設等の職員体制の充実や、医療・看護現場で働く労働者の処遇を確保するためには、国の責任で全国を統一した賃金体系を構築するべきです。 よって、国及び政府関係機関においては、看護師の賃金の底上げをはかり、安全・安心の医療・看護体制を確保するために、看護師の全国を適用対象とした特定最低賃金を新設するよう強く求めます。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 31 年３月 22 日 【提　出　先】内閣総理大臣　総務大臣　財務大臣　厚生労働大臣 【件　　　名】介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書 高齢化が進む中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。全国労働組合総連合が実施した「介護施設に働く労働者アンケート」では、介護施設の労働者の賃金が全産業労働者の賃金より月額約 10 万円も低くなっています。介護の仕事を「辞めたい」と考えたことがある人は５割以上にも達し、辞めたい理由の主なものは「賃金が安い」、「仕事が忙しすぎる」、「体力が続かない」というものです。介護の質に関しては、「十分なサービスができていない」との回答が４割近くにのぼり、その理由として「人員が少なく業務が過密」が約８割と群を抜いています。 日本医療労働組合連合会が実施した「賃金・労働時間等調査（2017 年度)」では、介護福祉士の初任給で６万 8,200 円の地域格差があるとの結果になっています。介護報酬が全国一律であるにも拘わらず、介護従事者の賃金に地域間格差があるため、労働力が流出するなど深刻な介護人材不足を引き起こす要因ともなっています。 また、平成 21 年度以降、介護従事者の処遇改善策が実施されていますが、「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています。このような状況を改善し、介護施設等の職員体制の充実や介護現場で働く労働者の処遇を確保するためには、国の責任で全国を統一した賃金体系を構築するべきです。 よって、国及び政府関係機関においては、介護従事者の賃金の底上げをはかり、安全・安心の介護体制を確保するために、介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金を新設するよう強く求めます。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 31 年３月 22 日 【提　出　先】内閣総理大臣　厚生労働大臣 【件　　　名】最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書 政府は最低賃金の額について、「全国加重平均が 1,000 円になることを目指す」としていますが、平成 30 年度時点の全国加重平均は 874 円であり、フルタイムの労働で得られる年収は 120 万円から 150 万円の水準に留まっています。 また、地域間の格差も大きく、平成 30 年度の地域別最低賃金は最高額である東京都の時給 985 円に対し、岩手県が 762 円となっており 1 時間あたり 223 円もの格差があります。こうした格差が若い労働者の都市部への流出につながっています。このため、早期に最低賃金を引き上げるとともに、その地域間格差を解消することが急務です。 一方で、中小規模の企業にとって賃金の引き上げは負担が増加することになるため、最低賃金の引き上げに当たっては、企業への社会保険料や税の負担減免等の支援も併せて行う必要があります。 よって、国及び政府関係機関においては、次の事項を実現されるよう強く求めます。 1　政府は最低賃金を引き上げるとともに、地域間格差を解消するための施策を進めること。 2　中小企業に対し、社会保険料や税の負担減免等を通じて賃上げへの支援を進めること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
久　慈　市	【議決年月日】平成 31 年３月 19 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　厚生労働大臣 少子化対策担当大臣　男女共同参画担当大臣　地方創生担当大臣 【件　　　名】放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める意見書 放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後等に安全に安心して生活するための遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るためのものであり、万全の職員体制で児童を見守る必要がある。 そのため、児童に対応する支援員等の職員配置については、突発的な事故や研修会への参加等に対応するため、２人以上とする基準を国が定め、市町村が条例を定める際に従うべきものとされている。 一方、全国的に職員の人材不足が深刻化していることを受け、国では、当該従うべき基準を参酌化することを、今後、地方分権の議論の場で検討することとしている。 仮に、当該従うべき基準が緩和され、職員１人で多くの児童に対応することになった場合、安全で安心な放課後児童クラブの運営が確保できない状況につながる。 放課後児童クラブの運営において最優先すべきことは児童の安全の確保である。そのための最低基準として当該従うべき基準が定められたものであり、単に職員の確保が困難という理由で緩和すべきではない。 よって、国においては、児童の安全を確保するため、放課後児童クラブの職員配置基準等に係る「従うべき基準」を堅持されるよう強く要望する。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
久　慈　市	【議決年月日】平成 31 年３月 19 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　総務大臣　財務大臣 厚生労働大臣 【件　　　名】国民健康保険税引き下げのため国庫負担の増額を求める意見書 国民健康保険制度は、国民の４人に１人が加入し、国民皆保険の医療制度の重要な柱であるが、国民健康保険に加入する全世帯約１割が滞納している。 また、現在の市町村国民健康保険の加入者は、年金生活者などの無職が 48％、非正規雇用が 34％と、高齢者や低所得者が全体の約８割を占めている状況にある。 1984 年以降、国庫負担の削減、抑制により国民健康保険制度に対する国の責任が後退する中で、約 3,400 億円の財政支援を行なっているが、求められる水準から比べて不十分であり、国民健康保険加入者の貧困及び高齢化が進む中で、国民健康保険税に対する負担はますます重くなっている。 全国知事会・同市長会・同町村会においては、国民健康保険の定率国庫負担の増額を政府に要望し続けており、2014 年には、公費を１兆円投入し、協会けんぽ並みの負担率にすることを政府・与党に求めているところである。 国民健康保険税が高くなる要因として、世帯の人数を算定基礎とする「均等割」と、各世帯に定額でかかる「平等割」があるが、これらは他の健康保険にはないものである。この「均等割」と「平等割」を合わせれば約１兆円になるとされており、１兆円を公費投入することで「協会けんぽ」並みの保険税とすることが可能である。 国民健康保険は、協会けんぽや組合健保と比較して、加入者に大変重い負担を強いる制度であり、制度の構造的な問題を解決し、重い負担である保険税を引き下げるためには、十分な公費を投入することが必要不可欠である。 よって、国においては、国民健康保険に加入する世帯の負担を軽減するため、国民健康保険財政への国庫負担割合を引き上げることを強く要望する。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
遠　野　市	【議決年月日】平成 31 年３月 15 日 【提　出　先】遠野市長 【件　　　名】再生可能エネルギー発電施設導入に関する条例の制定を求める意見書 国内再生可能エネルギーの利用が全国的に進む一方、その地域の自然環境や景観、防災に対する影響が問題となっています。 今、遠野市でも、高清水山麓の森林 47.5 ヘクタールのメガソーラー建設計画が進められています。高清水山は、急な斜面に複数の沢を形成している状況で、毎年のように下流の集落において消防本部や地元消防団による防災活動が展開されている自然環境にあり、土石流危険エリアに指定されています。大切な自然と生活を守るため、住民は大きな不安を持っていることは事実であります。 遠野市において、再生可能エネルギー発電事業と環境保全等を両立させるため、事業者等が再生可能エネルギー発電施設導入を計画するにあたり、施設の適正な設置と管理を促し、自然環境保全、景観の保護、災害防止、生活環境の保全等を図るための配慮事項を考慮した事業抑制区域を定める条例を制定することを要望します。 記 １　市は、事業者等が再生可能エネルギー発電施設導入を計画するにあたり、事業者等に施設の適正な設置と管理を促すこと。 ２　自然環境保全、景観の保護、災害防止、生活環境の保全等を図るための配慮事項を考慮した事業抑制区域を定める条例を制定すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 31 年３月 15 日 【提　出　先】岩手県知事 【件　　　名】主要農作物の種子生産に係る県条例の制定を求める意見書 主要農作物種子法（以下「種子法」という。）を廃止する法案が、2017 年４月 14 日の参議院本会議で可決・成立し、2018 年４月１日、種子法は廃止されました。 これまで県行政は、種子法に基づき高品質な原種・原原種の生産・供給及び優良な品種を決定するための試験を担い、本県の主要農作物である水稲、麦及び大豆の安定生産や品質向上に中心的な役割を果たすことにより、地域農業の振興に大きな貢献をしてきました。 一方、種子法の廃止を受けて一部の府県においては、これまで行政が担ってきた種子生産業務を外部に移管する等の方針が示され、移管されれば種もみの価格上昇や品質低下を招きかねない等の報道がなされています。県内の生産現場においても、将来的には優良な品種の選定や種子が安定的に供給されなくなるのではないかという不安が広がっています。 以上を踏まえ、農業主産県として今後も県行政が種子生産に中心的な役割を果たし、これまでどおりの行政対応を継続することに必要な予算及び関係部署の人員体制を恒久的に措置する観点から、主要農作物の種子生産に係る県条例を制定することを強く要望します。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
陸前高田市	【議決年月日】平成 31 年３月 22 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　厚生労働大臣 【件　　　名】放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める意見書 放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後等に安全に安心して遊び、生活できる場を提供し、健全な育成を図る大切な施設です。そのため放課後児童支援員等の配置については、突発的な事故や職員が研修に参加する場合等への対応のため、児童の安全を確保するための最低基準として、１教室に対して放課後児童支援員１名以上を含む職員の複数配置が必要とする基準を国が定めています。この職員配置基準は、市町村が条例を定める際に従うべきものとされていますが、国は、全国的に放課後児童支援員等の人材確保が難しいという理由で、基準を参酌化する方針を示し、今期通常国会で児童福祉法を改定するとしています。 放課後児童支援員等の人材確保が困難であることは事実であり、特に保護者会が運営する小規模な放課後児童クラブでは、財政的にも大きな課題となっており、既存の公的支援制度の一層の拡充が必要と考えます。 しかし、従うべき基準が緩和され、放課後児童支援員の資格を持たない職員が１名で多くの児童に対応することになれば、放課後児童クラブの運営において最優先するべき児童の安全性が確保できなくなるおそれがあります。 よって、国及び政府関係機関においては、放課後児童クラブの職員配置基準等に係る「従うべき基準」について、児童の安全を確保するために堅持するよう強く求めます。 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
二　戸　市	【議決年月日】平成 31 年３月 14 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　外務大臣　防衛大臣　総務大臣 警察庁長官　国土交通大臣　環境大臣 内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当） 【件　　　名】日米地位協定の抜本改定を求める意見書 全国知事会は昨年７月 27 日、日米地位協定の抜本的な見直しを含む「米軍基地負担軽減に関する提言」を全会一致で採択した。 提言にあるように「沖縄県をはじめとする在日米軍に係る基地負担の状況を、基地等の所在の有無にかかわらず広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として、平成 28 年 11 月に『米軍基地負担等に関する研究会』を設置し、これまで６回にわたり開催」、研究者や外務省から意見を聞き、米軍基地のあるイタリアやドイツの地位協定について現地調査した沖縄県からも意見を聞き取って今回の提言がまとめられた。 浮かび上がってきたのは、他国の地位協定には「米軍の活動にも国内法が適用される」「受入国側に米軍施設への立入権が明記されている」「受入国側に訓練計画に関与する仕組みがある」など、日本と著しく違いがあることである。 こうしてまとめられた提言は、「米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供」を求める、「日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令など国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること」、さらに「基地の整理・縮小・返還」の促進を求めている。 日米地位協定は 1960 年に締結されてから、日本政府が改定を提起したことがなく、「我が国にとって依然として十分とは言えない状況である」とした全国知事会の総意を重く受け止め、日米地位協定の抜本的改定に取り組むよう強く求めるものである。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
滝　沢　市	【議決年月日】平成 31 年３月 20 日 【提　出　先】内閣総理大臣　厚生労働大臣 【件　　　名】最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書 労働者の４割が非正規雇用化し、４人に１人が年収２００万円以下のワーキング・プアとなり、平均賃金は２０００年に比べ１５％も目減りしている。世界にも例のない賃金の下落が消費低迷、生産縮小、雇用破壊と貧困の拡大を招く中、政府が「賃上げによる経済の好循環」をめざすと言わざるを得なくなっている。 ２０１８年の地域別最低賃金は最高の東京で時給９８５円、岩手県では７６２円、最も低い鹿児島などでは７６１円に過ぎず、フルタイムで働いても年収１２０万～１５０万円しか得られない。また、地域間格差も大きく、岩手県と東京では同じ仕事をしても１時間当たりで２２３円も格差があるため、若い労働者の都市部への流出を招いている。 安倍首相は「最低賃金を毎年３％程度引き上げて、加重平均で１０００円をめざす」と述べ、「ＧＤＰにふさわしい最低賃金にする」として、現在の最低賃金の水準の低さを認め、引き上げを進めると述べた。一方、２０１０年に行われた雇用戦略対話では「できる限り早期に全国最低８００円を確保し、景気状況に配慮しつつ、２０２０年までに全国平均１０００円をめざす」とした「政労使による三者合意」が成立している。「毎年３％程度」では雇用戦略対話での合意を先延ばしして、格差と貧困の解消を遅らせるだけである。 「最低賃金１０００円以上」は中小企業には支払いが困難との意見もあるが、政府が率先して、公正取引ルールを確立し、中小企業への具体的な支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要がある。人間らしく生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備すれば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができる。 よって国及び関係機関は、次の事項について取り組むよう強く要望する。 １．政府は最低賃金を大幅に引き上げ、「雇用戦略対話における最低賃金の引き上げに関する合意」に基づき、「できる限り早期に全国平均８００円を確保し、２０２０年までに全国平均１０００円をめざす」ことを早期に達成されること。 ２．政府は全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。 ３．政府は中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。 ４．中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金買い叩きや支払い遅延等をなくすため、法整備を含む抜本的対策を講じること。政府は全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を講じること。 上記のとおり、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
金ヶ崎町	【議決年月日】平成 31 年３月 19 日 【提　出　先】内閣総理大臣　衆議院議長　参議院議長 【件　　　名】消費税率１０%への増税中止を求める意見書 最近の社会情勢は、「賃金があがらない」「年金が減った」「医療も介護も負担が重すぎる」など、庶民の生活は苦しくなる一方、大企業と富裕層を優遇する政策で、大企業と中小企業、富める者とそうでない者、都市部と地方の格差は大きく、深刻な状況になっています。 このような時に、消費税の１０％への増税実施は国民の負担が増大するばかりで、経済への悪影響は明らかです。 また、１０％増税の導入によって行なわれる、「軽減税率」「インボイス方式」及び「ポイント還元」は国民生活に多大な混乱を生じさせ、地方の中小企業を疲弊させる原因となります。 住民の暮らし、地域経済、地方自治に深刻な影響を与える、２０１９年１０月から消費税率１０％への増税実施を中止するよう強く求めます。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
普　代　村	【議決年月日】平成31年３月８日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣 【件　　　名】全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書 2018年10月、辺野古に新基地建設反対を掲げた知事を沖縄県民が選んだのにもかかわらず、国は、その民意を無視し工事を強行に進めています。この事でも問題になったように、日米地位協定は、日本国憲法の理念、そして地方自治の根幹をも揺るがしかねない協定です。 日米地位協定の考え方第二条1項に「米軍は、わが国の施政権下にある領域内であれば、どこにでも施設・区域の提供を求められる権利が認められている…わが国が米軍の提供要求に同意しないことは、安保条約において予想されていない」とあるように、日本全国どこにでも米軍基地が出来る可能性がある事になっています。 そんな中、全国知事会では、2016年11月から6回に渡り「米軍基地負担に関する研究会」を開催し、2018年7月に米軍基地負担に関する提言を発表しました。 そこで、普代村議会は、国に対し下記のことを強く要請します。 記 1.日米地位協定の見直しをすること 2.国は地方自治の権限を保証すること 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
普　代　村	【議決年月日】平成 31 年３月８日 【提　出　先】総務大臣　農林水産大臣　衆議院議長　参議院議長 【件　　　名】奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める意見書 戦後の拡大造林政策により造林された人工林の多くが、きり出し困難、きり出しても経費で赤字になるなどの理由で、間伐もされず放置されており、青々とした外観とは反対に、内部は下草も消え、表土が流れ、荒廃しています。 山林の保水力の低下は深刻で、豪雨や台風の度に地元は土砂災害の危機にさらされています。 森林環境税及び森林環境譲与税法案は、我が国の私有林の整備を進めるために、住民一人に付き毎年 1000 円の税を住民税と一緒に徴収するもので、毎年約 620 億円の税収が見込まれています。 人工林を造り過ぎてしまったことは、林野庁も認めています。①山の保水力低下、②大雨でも崩れにくい災害に強い森づくり、③野生動物たちのえさ場を山奥に復元することによる棲み分けの復活、④花粉症の軽減のために、森林環境譲与税を使って、林業採算の取れない放置人工林は、間伐ではなく一定面積を皆伐し、天然林に戻して行くべきであります。 森林環境税及び森林環境譲与税使途に、奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林の天然林化を入れ、天然林化が順次計画的に進めていくため、下記の法整備と政策の実行を求めます。 記 １　森林環境税及び森林環境譲与税の使途に、「放置人工林の天然林化」を明記すること ２　放置人工林の天然林化を自治体が事業化できるように、技術等を支援する政策を実現すること ３　放置人工林の天然林化は、現状の林業の補助金制度をほとんど使えないため、天然林化のための補助金制度を充実させること ４　公益のために、放置人工林の天然林化を実施する山林所有者が優遇を受けられるような制度を検討し、実現すること 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
普　代　村	【議決年月日】平成 31 年３月８日 【提　出　先】内閣総理大臣　厚生労働大臣　中央最低賃金審議会会長 【件　　　名】最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書 労働者の 4 割が非正規雇用化し、4 人に 1 人が年収 200 万円以下のワーキング・プアとなり、平均賃金は 2000 年に比べ 15%も目減りしています。世界にも例のない賃金の下落が、消費低迷、生産縮小、雇用破壊と貧困の拡大を招くなか、政府が「賃上げによる経済の好循環」をめざすと言わざる得なくなっています。 2018 年の地域別最低賃金は、最高の東京で時給 985 円、岩手県では 762 円、最も低い鹿児島では 761 円に過ぎず、フルタイムで働いても年収 120 万～150 万円しか得られない。また地域間格差も大きく、岩手県と東京では、同じ仕事をしても 1 時間当たりで 223 円も格差があるため、若い労働者の都市部への流出を招いてしまっています。 安倍首相は、「最低賃金を毎年 3%程度引き上げて、加重平均で 1000 円をめざす」と述べ、「GDP にふさわしい最低賃金にする」として、現在の最低賃金の水準の低さを認め、引き上げを進めると述べた。一方、2010 年に行われた雇用戦略対話では「できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020 年までに全国平均 1000 円をめざす」とした「政労使による三者合意」が成立しています。「毎年 3%程度」では、雇用戦略対話での合意を先延ばしし、格差と貧困の解消を遅らせるだけであります。 “最低賃金 1000 円以上”は、中小企業には支払いが困難との意見もあるが、政府が率先して、公正取引ルールを確立し、中小企業への具体的な支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要があります。人間らしく生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備すれば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができます。 よって国及び関係機関は、次の事項について取り組むよう強く要望します。 1. 政府は、最低賃金を大幅に引上げ、「雇用戦略対話における最低賃金の引き上げに関する合意」に基づき、「できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、2020 年までに全国平均 1000 円をめざす」を早期に達成させること。 2. 政府は、全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。 3. 政府は、中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。 上記のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
洋　野　町	【議決年月日】平成 31 年３月 12 日 【提　出　先】内閣総理大臣　厚生労働大臣　中央最低賃金審議会会長 【件　　　名】最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書 2018 年の地域別最低賃金は、最高の東京で時給 985 円、岩手県では 762 円で、地域間格差も大きく、同じ仕事をしても 1 時間当たりで 223 円も格差があるため、若い労働者の都市部への流出を招いている。 2010 年に行われた雇用戦略対話では「できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020 年までに全国平均 1000 円をめざす」とした「政労使による三者合意」が成立している。 「最低賃金 1000 円以上」は、中小企業には支払いが困難との意見もあるが、政府が率先して、公正取引ルールを確立し、中小企業への具体的な支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要がある。人間らしく生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、税金の課税最低限度等を整備すれば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができる。 よって国及び関係機関は、次の事項について取り組むよう強く要望する。 １．政府は、「雇用戦略対話における最低賃金の引き上げに関する合意」に基づき、最低賃金の引上げを早期に達成させること。 ２．政府は、全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。 ３．政府は、中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
野　田　村	【議決年月日】平成 31 年３月 15 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　内閣官房長官　総務大臣 財務大臣 【件　　　名】2019 年 10 月からの消費税 10%中止を求める意見書 政府は予定通り、2019 年 10 月から消費税率を 10%に引き上げようとしています。 実質賃金が伸びず、家計消費は低迷し、深刻な消費不況が続いており、格差と貧困は拡大する一方です。 このまま税率の引き上げが実施されれば、地域経済をさらに疲弊させ、中小企業や小規模事業者の営業を脅かし、雇用不安を招くなど、国民生活への影響は計りしれません。「軽減」と宣伝されている複数税率やポイント還元、プレミアム商品券などによる混乱も心配されています。 また、東日本大震災・津波の被災者や被災地にとって消費税 10%は復興への大きな障害となります。 消費税は、低所得者ほど負担が重くなる特徴があり、「いま、消費税を上げる時なのか」といった声が住民の間でも大きく広がっています。こうした住民の切実な願いに応え、2019 年 10 月からの消費税率 10%への引き上げ中止を求めます。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
野　田　村	【議決年月日】平成 31 年３月 15 日 【提　出　先】内閣総理大臣　厚生労働大臣　財務大臣　文部科学大臣　総務大臣 【件　　　名】医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書 日本の医師数は、100 床あたり 17.1 人でドイツの 47.6 人、イギリスの 97.7 人（ＯＥＣＤヘルスデータ 2014）と比較して極めて少なく、週 60 時間以上働く割合は職業別で医師が最も高くなっています。特に救急や産科では週労働時間は平均 80～90 時間を超え、当直を含む 32 時間連続勤務が強いられています。 先般、「家事・育児のため女性医師はアクティビティが劣る」などを理由にした東京医科大学の入試女性差別が発覚しましたが、長時間労働が常態化し、女性医師が働き続けられない実態こそ医療界の解決すべき緊急の課題です。日本の女性医師数は全体の２割に過ぎず、４割を超えているＯＥＣＤ諸国と比較しても異常な低水準となっています。女性医師も含むすべての医師の長時間労働の改善、そのための絶対的医師不足の解消こそ求められています。 ところが政府の「骨太の方針 2018」では、2022 年度以降の医学部定員減を検討する方向が打ち出されました。その根拠とされる厚生労働省の医師需給の将来推計は、想定している医師の長時間労働の改善が極めて不十分なものであり、また、医療需要は入院を減らす地域医療構想に連動していることから、この推計をもとに医師の養成定員を減らすと、女性医師への偏見と差別を克服するに足る医師の長時間労働の改善には全く覚束ないばかりか、救急・産科・小児科など「地域医療崩壊の危機」を打開するために拡大された医師養成水準を引き下げることで、再び、同様に危険を招くことさえ危惧されます。高齢者人口の増加に伴い、2055 年頃まで高止まりすると見通される医療需要の伸びに対応し、住民が安心して暮らせる救急医療や地域包括ケア体制の充実が図られるよう、引き続き、医師数を増やすことを強く求め、下記の事項について要望します。 記 2022 年度以降の医師養成定員減という方向を見直し、医療現場と地域の実態を踏まえ、医師数をＯＥＣＤ平均以上の水準に増やすこと。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
野　田　村	【議決年月日】平成 31 年３月 15 日 【提　出　先】内閣総理大臣　厚生労働大臣　財務大臣 【件　　　名】介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書 高齢化が進む中、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。全労連が実施した「介護施設に働く労働者アンケート」（2014 年）では、介護施設の労働者の賃金が生産業労働者の賃金よりも約 10 万円も低くなっています。介護の仕事を、「辞めたい」と考えたことがある人は 57.3%にも達し、辞めたい理由は「賃金が安い」(44.7%)、「仕事が忙しすぎる」(36.9%)、「体力が続かない」（30.1%）となっています。「十分なサービスができていない」とする回答は４割近くにのぼり、その理由として「人員が少なく業務が過密」が約８割と群を抜いています。「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています。 本来、介護施設等の安全・安心な職員体制や介護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。しかし、現実には、職員体制の充実は事業所の努力に委ねられ、処遇改善も利用者・国民の負担に依拠し、さらには介護報酬の引き下げによって処遇改善や体制確保を不安定にしています。介護従事者の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、下記の事項について国に要望します。 記 介護従事者の賃金の底上げを図り、安全・安心の介護体制を確保するために、全国を適用対象とした介護従事者の最低賃金（「特定最低賃金」）を新設すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
野　田　村	【議決年月日】平成 31 年３月 15 日 【提　出　先】内閣総理大臣　厚生労働大臣　財務大臣 【件　　　名】看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書 高齢化が進む中、看護職員の必要性、重要性は増しています。しかし、医療・看護の現場では、引き続き、厳しい労働環境と低賃金から看護師の定着が図られず、高い離職率の中、慢性的な人員不足が続いています。岩手医労連が実施した「2017 年看護職員の労働実態調査」では、慢性疲労が８割、健康不安の訴えが約７割、３人に１人が切迫流産で、流産も１割に達するなど、人手不足の中での過酷な勤務実態が浮き彫りとなりました。このような勤務環境で働く看護師は、仕事を辞めたいと感じながらも働いている割合が 81％にも達し、辞めたい理由の第１位は「人手不足で仕事がきつい」との結果になっています。「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、患者・利用者の安全や看護の質にも影響を及ぼしかねない事態となっています。 生産業の平均よりも低い看護師の賃金水準の原因の一つには、同じライセンスでありながら働く地域によって初任給の格差が月８万円にも及ぶ地域間格差があげられます。本来、公定価格である診療報酬で、看護師の労働に関する評価が公正にされるべきですが、地域間格差が大きすぎるため看護師の賃金水準が引き上がらず、看護師の地域偏在や離職者増を引き起しています。医療施設等の安全・安心な職員体制や医療・看護現場で働く労働者の処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、下記の事項について国に要望します。 記 看護師の賃金の底上げをはかり、安全・安心の看護体制を確保するために、全国を適用対象とした看護師の最低賃金（「特定最低賃金」）を新設すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
野　田　村	【議決年月日】平成 31 年３月 15 日 【提　出　先】内閣総理大臣　厚生労働大臣　中央最低賃金審議会会長 【件　　　名】最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書 労働者の４割が非正規雇用化し、４人に１人が年収 200 万円以下のワーキング・プアとなり、平均賃金は 2000 年に比べ 15%も目減りしています。世界にも例のない賃金の下落により消費低迷、生産縮小、雇用破壊と貧困の拡大を招く中、政府が「賃上げによる経済の好循環」を目指すと言わざるを得なくなっています。 2018 年の地域別最低賃金は、最高の東京で時給 985 円、岩手県では 762 円、最も低い鹿児島では 761 円に過ぎず、フルタイムで働いても年収 120 万円から 150 万円しか得られません。また、地域間格差も大きく、岩手県と東京では同じ仕事をしても１時間あたり 223 円もの格差があるため、若い労働者の都市部への流出を招いています。 安倍首相は「最低賃金を毎年３％程度引き上げ、加重平均で 1,000 円を目指す」とし、「ＧＤＰにふさわしい最低賃金にする」として、現在の最低賃金の水準の低さを認め、引き上げを進めると述べました。一方、2010 年に行われた雇用戦略対話では「できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020 年までに全国平均 1,000 円を目指す」とした「政労使」による三者合意が成立していますが、毎年３％程度の上昇では、雇用戦略対話での合意を先延ばしし、格差と貧困の解消を遅らせるだけです。 “最低賃金 1,000 円以上”は、中小企業には支払いが困難との意見もありますが、政府が率先して、公正取引ルールを確立し、中小企業への具体的な支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要があります。人間らしく生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護費基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備することにより、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができます。 このことから国及び関係機関は、下記の事項について取り組むよう強く要望します。 記 １　政府は、最低賃金を大幅に引き上げ、「雇用戦略対話における最低賃金の引き上げに関する合意」に基づき、「できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、2020 年までに全国平均 1,000 円を目指す」を早期に達成させること。 ２　政府は、全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。 ３　政府は、中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。